平成２９年（フ）第１６９号
三重県津市久居幸町1131番地　ハピネスタウンアザミ205号、前住所三重県名張市つつじが丘北１番町187番地
債務者　山口　陽子
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３１号
滋賀県長浜市今町９番地５　千草団地８－４
債務者　谷脇　梓
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第４３１号
広島市中区住吉町14番６－304号　ハピネス住吉
債務者　菅沼　彰芳
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６４９号
広島市安芸区瀬野１丁目16番10―302号　瀬野川ビル
債務者　濱本　愛
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７３号
山口県下関市彦島江の浦町５丁目６番13号、前住所愛媛県松山市来住町625番地１
債務者　小倉由紀子（旧姓白戸）
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第９９号
愛媛県新居浜市中筋町２丁目２番18号、前住所愛媛県新居浜市山根町４番13号
債務者　河合久美子
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第１５号
高知県室戸市羽根町乙3192番地22
債務者　竹本　光将
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２９年（フ）第８７号
福岡県嘉麻市上山田184番地15
債務者　重永　昌範
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第８８号
福岡県飯塚市庄司159番地８（前住所　福岡県飯塚市吉北4214番地１　市営吉北住宅25棟256号）
債務者　能塚　史訓
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第９１号
福岡県飯塚市相田83番地１　市営新二瀬住宅２棟222号
債務者　藤野真衣子（旧姓平川）
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第１７６号
沖縄県豊見城市字豊見城341番地１　コンフォートＴＭ302号
債務者　比嘉美和子
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１０７号
茨城県牛久市田宮３丁目８番地10（パラスト牛久Ａ201）
債務者　友常　麻美
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第９６号
京都市西京区大枝西新林町２丁目１番地　７棟104号、申立時の住所京都市南区吉祥院大河原町17番地の１　葛野ハイツ211号
債務者　二宮　淳子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８１２号
京都市伏見区醍醐折戸町８番地の５　醍醐西市営住宅10棟304号
債務者　沢村　和夫
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８１３号
京都市伏見区醍醐折戸町８番地の５　醍醐西市営住宅10棟304号
債務者　沢村加代子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７２号
徳島県徳島市八万町中津浦172番地の１、旧住所大阪府泉南郡熊取町つばさが丘北２丁目21番１号
債務者　塩田　輝子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３２号
徳島県徳島市渋野町宮前50番地の１
債務者　中村　薫
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
徳島地方裁判所民事部